

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 110 号 山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について	
概 要	山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者について、小野田ガラス株式会社を指定するもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までである。 * 5 年間の指定管理料は 1 億 6,448 万 1,000 円である。 * 専門性が高いので、募集の際に小野田ガラス株式会社を単独指定した。 * 市から 4 名と公募 2 名の計 6 名の委員で構成された選定委員会で審査した。 * 審査基準表による評価点の平均点は、50 点満点中 39.5 点であった。 * 子どもたちの生まれてすぐの誕生日や、七五三、小学校入学といった人生の節目にガラスの制作体験をしてもらうという提案が小野田ガラス株式会社からあった。 	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

		平成 30 年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 111 号 山陽小野田市体育施設の指定管理者の指定について	
概 要	山陽小野田市体育施設の指定管理者について、株式会社晃栄に指定するもの。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 指定の期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までである。 * 5 年間の指定管理料は 2 億 2,754 万 5,000 円である。 * 芝生の管理、土壌の管理等専門性があるので応募は同社 1 社のみであった。 	

	<ul style="list-style-type: none"> * 市から 4 名と学識経験者 3 名の計 7 名の委員で構成された選定委員会で審査した。 * 審査基準表による評価点の平均点は、50 点満点中 37.1 点であった。 * 今回は施設の分野ごとに分割して指定することは検討しなかったが、今後検討したい。
討 論	賛成討論あり
結 果	全員賛成で可決

平成 30 年 12 月定例会
総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第 116 号 山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について
概 要	山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者について、富士商株式会社を指定するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 指定の期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年である。 * 2 か年の指定管理委託料は 6,592 万 9,000 円である。 * 現在、焼野海岸付近一帯の観光プロモーション調査事業を行っており、当該施設の利活用についても併せて調査をしているが、この結果が今年度末に示される。これを基に、今後の方向性を示すので、その間の指定の期間を 2 か年とした * 応募は同社 1 社のみであった。 * 市から 4 名と募集委員 3 名の計 7 名の委員で構成された選定委員会で審査した。 * 審査基準表による評価点の平均点は、50 点満点中 37.6 点であった。 * 社会教育の指導主事の資格は要求していないが、研修施設であるということから、指定管理の各職員が、館内での企画運営の研修をしている。
討 論	賛成討論あり
結 果	全員賛成で可決

平成 30 年 12 月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第 123 号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国の人事院勧告に基づき職員の給料及び勤勉手当を国に準じて引き上げるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 職員の給料を平均 0.16%、額にして 400 円、若年層については 1,000 円程度引き上げる。 * 勤勉手当の支給月数を 0.05 月引き上げ、支給月数を合計 4.45 月とするもので、今回の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。 * 予算への影響額は、合計 1,599 万 7,000 円の増額となる。 * 再任用も同様の額が上がる。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

平成 30 年 12 月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第 124 号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国の人事院勧告に基づき市長等の期末手当を国に準じて引き上げるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げ、支給月数を合計 4.45 月とするもので、今回の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

平成 30 年 12 月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第 125 号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国の人事院勧告に基づき市議会議員の期末手当を国に準じて引き上げるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げ、年間の支給月数を 3.35 月とするもので、今回の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。 * 議員全体で 47 万 4,000 円の増額となる。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	請願第 2 号 埴生小学校移転跡地の管理・活用・予算計画の請願書	
概 要	請願者は埴生西側自治会長及び埴生地区自治会協議会会長で、請願の内容は埴生小学校移転跡地について管理計画、活用計画、予算計画を示してほしいというもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 地域住民は跡地の周辺整備（草刈り）や南側の土手の崩壊部分について不安がある。</p> <p>* 子どもたちの通学路で狭小の歩道部分については安全対策上の確保をお願いしたい。</p> <p>* 埴生小学校跡地に石碑の設置をしてほしい。</p> <p>* 教育委員会事務局の中で検討作業を進めているが、予算を伴うので明言はできない。</p> <p>* 歩道の拡幅については、国道管理者からは実現性や優先性など、優先順位を検討しているという回答を得るにとどまっている。</p> <p>* 石碑について検討中だが、今までに市内の公共施設、学校で廃止あるいは移転したものに倣って進めていきたい。</p> <p>《自由討議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「趣旨については小学校の移転・跡地の管理・活用ということだが請願内容についてはそれ以外の項目が多少入っているので趣旨採択すべき」 ・「小学校の跡地について計画がない中で、請願の内容が多岐にわたり過ぎているので趣旨採択してはどうか」 ・「請願内容として主に 5 つあり、その 5 つ目に予算計画をお示しくださいとあるが、現実的には難しい上に、5 つ全て予算措置が関係してくる。しかし、切り離して考えることも難しい。請願件名と内容を複合的に考えると趣旨採択と考える」 	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で趣旨採択	

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	請願第 3 号 埴生複合施設移設に伴うサイレン継続設置を求める請願について	
概 要	請願者は埴生地区自治会協議会会長、埴生地区社会福祉協議会会長、山口県漁業協同組合埴生支店運営委員長、埴生地域老人クラブ連合会会長及び山陽商工会議所副会頭で、請願の内容は「現在埴生支所に設置してあるサイレンを埴生複合施設移設してほしい」というもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 災害時に地区の住民に瞬時に徹底する方法はサイレンしかない。</p> <p>* 防災時の情報提供については、防災ラジオや携帯電話等を通じたメール配信、その他の手法を最大限活用していきたい。</p> <p>* Jアラートと連動して防災ラジオや市内の公共施設の既存の放送設備を活用し、国から住民へ直接瞬時に情報が提供できないか現在研究している。</p> <p>* 埴生公民館の 2 基のモーターサイレンのうち、1 基は全く稼働しておらず、稼働している 1 基は製造が 1974 年製で既に 44 年経過している。サイレンの耐用年数が 15 年程度ということで製造中止になっていて、必要な交換部品等の供給も既になされていないため、移設は困難だと市は判断している。</p> <p>《自由討議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地元からの防災上の問題、市全体における防災の取組を考えた中で趣旨は理解するが、既存のサイレンを移設することは議会としていいよというわけにはいかないが、市全体の防災の取組状態等を考えた中で、請願が出てきた背景、趣旨は理解するので趣旨採択すべき」 ・「Jアラートとの連動が確立されるなら、サイレンが本当に要るのかという話になってくると思うが、行政には埴生地区に不安の声があるということを再認識してほしいということで趣旨採択したらどうか」 	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で趣旨採択	

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 12 月 定例会
		民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 93 号 平成 30 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について	
概 要	<p>今回の補正の主なものは、平成 29 年度決算の歳計剰余金を基金に積み立てるほか、各事業費については決算を見込んで予算額を調整し、人件費についても人事異動に伴い予算額を調整するもので、歳入歳出とも 1 億 4,629 万 3,000 円を追加し、総額を 69 億 9,297 万 5,000 円とするもの</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> * 70 歳以上 75 歳未満の被保険者には、被保険者証とは別に自己負担割合を記載した高齢受給者証を交付しているが、利便性を図るために証を 1 枚にまとめ、平成 31 年 8 月から交付予定 * 予算編成段階では、被保険者証の台紙の印刷を平成 31 年度に行う予定だったが、納期が非常に厳しいことから、予算を前倒しして、今年度中に台紙の印刷を行うための印刷製本費 78 万 3,000 円を計上 * 国保県広域化に伴い、療養給付費等負担金や調整交付金を取り扱う国保事業報告システムの改修費用として、新たにシステム改修委託料 29 万 2,000 円を計上。また、従来からの課題であった宛名番号から世帯番号管理へ切り替えるためのシステム改修委託料 675 万 2,000 円を計上していたが、国において新たな付番体系が示されたことにより全額減額 	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 12 月 定例会
		民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 94 号 平成 30 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について	
概 要	今回の補正の主なものは、平成 29 年度決算の歳計剰余金を基金に積み立てるほか、給付費の精算に伴う償還金の計上、人件費について人事異動に伴い予算額を調整するもので、歳入歳出とも 2 億 2,788 万 9,000 円を追加し、総額を 66 億 896 万 8,000 円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*任期付職員 8 名は全員有資格者であり、社会福祉士、介護支援専門員、認定調査員として看護師と介護福祉士が在籍	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 95 号 平成 30 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について	
概 要	今回の補正の主なものは、平成 29 年度決算の歳計剰余金を調整するとともに、決算を見込んで人件費を調整するもので、歳入歳出とも 262 万 7,000 円を減額し、総額を 10 億 9,640 万 3,000 円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*特になし	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 12 月定例会
		民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 100 号 平成 30 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について	
概 要	今回の補正の内容は、寄附金の受領に伴う増額と、その寄附金を原資として行う非常用電源設備の増強及び医療器械等の購入に伴う所要の補正	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 寄附は 3 件で合計 2,582 万 548 円。</p> <p>1 件目が寄附金額 30 万円、目的として産婦人科の医療機器等の購入だが、相当傷んでいる産科と婦人科の待合室のソファの購入を寄附者が承諾</p> <p>2 件目が寄附金額 1,552 万 548 円、目的として市民病院のために役立ててほしいとの寄附で、非常用電源の増強として、タンクの設置を行い、現在の非常用電源約 0.7 日分、1 日弱の稼働時間を規定どおり 3 日程度という形で増強していきたい。入札は 2 月頃で、工期は余裕を持って 7、8 か月との考え</p> <p>3 件目が寄附金額 1,000 万円、目的として市の医療体制の充実のため、特に必要なものについて前倒しで医療機器を購入したいとの考え</p>	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 101 号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	改正の内容は、適切に管理されていない空家等に倒壊、崩壊等の危険が切迫し、人の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす危険性が高いときに市がやむを得ず必要最低限の緊急安全措置を行う場合に備え、緊急安全措置の内容を規定するもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 埴生地区で空き家が倒壊した際、民法の緊急避難の規定を適用して対処したが、どういった場合にどの程度まで行うかきちんと定めることが肝要であると考えての条例改正</p> <p>* 緊急性があるため、今後も空家等対策協議会に事前に意見を聞かずに緊急安全措置を行う考え</p> <p>* 緊急安全措置で生じた経費については、所有者に請求するが、所有者を確知できない場合はやむを得ず公費で支出 場合によっては訴訟を想定</p> <p>* 緊急安全措置のために当初予算を要求する予定なし</p>	

討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 103 号 山陽小野田市保健施設条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	第 2 条の保健施設の名称及び位置の表から山陽小野田市小野田保健センターの項を削除する改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> *平成 30 年 4 月に子育て総合支援センター・スマイルキッズが開所したことにより、小野田保健センターの母子保健関係機能を移転し、その他事業も公民館等での実施に切り替え、その体制で業務に支障が出ないか経過を見てきたが、特段支障がないことが確認できたため、平成 31 年 1 月 1 日をもって小野田保健センターを廃止するもの *ねたろう食育博士養成講座等は各公民館や厚狭地区の保健センターで継続実施中であり、食生活改善推進員の事業については、高千帆公民館に活動の拠点を移して行っている。成人関係の一部事業については、厚狭地区の保健センターや各公民館で開催をしているところ *今後の扱いについては、普通財産に所管替えをする予定でその後の利活用については、長く保健事業の拠点として市民からの位置付けがあることと、隣接に急患診療所等があるので、その辺りを踏まえて引き続き医療・保健の拠点として利活用できるようなことを考えていきたいとの市の考え *現在の耐震基準には適合していない施設であるが、耐震工事は考えておらず、維持管理費も相当掛かる状態で、市民の利用に供することは考えていない。平成 27 年に医療系の団体から要望書が出ており、このたび改めて要望書が提出され、保健センターの今後のことも含めて協議、検討している段階で、何らかの結論に至ってはいないとの市の考え
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 30 年 12 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 112 号 山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について
概 要	指定管理期間が新火葬場供用開始の前日である平成 31 年 6 月 30 日をもって満了となるため、広報及びホームページで指定管理者を募集した結果、有限会社北斗産業の 1 社から応募があり、選定基準に沿って審査した結果、選定基準の 25 点を上回ったため、指定管理者として指定するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> *現在の単独指定から公募に至った経緯については、今回は新火葬場という形なので、最初からの単独指定はできないとの市の考え *指定管理料が減額となった理由は、今まで小野田、山陽斎場を別々に計算していたものを 1 か所に集約するため
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 118 号 平成 30 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	今回の補正は、国の人事院勧告に準じた給与改正を行うもので、歳入歳出とも 43 万 6,000 円を追加し、総額を 69 億 9,341 万 1,000 円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> *このたびの給与改正は、職員の給料を平均 0.16%引き上げること及び勤勉手当を年間 4.4 月から 0.05 月引き上げ、4.45 月とするもので、平成 30 年 4 月 1 日からの適用 *対象者数は一般職員 12 名、任期付職員 1 名の合計 13 名
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 12 月 定例会
		民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 119 号 平成 30 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について	
概 要	今回の補正は、国の人事院勧告に準じた給与改正を行うもので、歳入歳出とも 94 万 1,000 円を追加し、総額を 66 億 990 万 9,000 円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*対象者数は一般職員 21 名、任期付職員 8 名の合計 29 名	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 120 号 平成 30 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について	
概 要	今回の補正は、国の人事院勧告に準じた給与改正を行うもので、歳入歳出とも 6 万 5,000 円を追加し、総額を 10 億 9,646 万 8,000 円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*特になし	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

■委員長報告概要■

		平成30年12月定例会
		産業建設常任委員会
議案件名	議案第92号 平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)について	
概要	今回の補正は、歳入について平成29年度決算が確定したことから繰越金155万2,000円を増額し、歳出については予備費155万2,000円を増額した。その結果、歳入歳出それぞれ155万2,000円を増額し、予算総額は2,075万1,000円となった。	
論点又は質疑によって明らかになった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「厚狭駅南口駐車場の精算機の更新後、いつから稼働したのか」との質問に「11月1日から稼働し、2箇所の出入口の利用が可能となった」との答弁。 ・ 「何台の駐車が可能になったのか」との質問に「舗装部分の枠が引いてあるところに190台、未舗装部分に80台程度で、合計約270台となる」との答弁。 ・ 「定期駐車券利用者の扱いは」との質問に「定期駐車券利用台数は41台で、常時利用される方は10台程度であり、満車と表示されても駐車場内に入ることができる」との答弁。 	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

■委員長報告概要■

		平成30年12月定例会
		産業建設常任委員会
議案件名	議案第96号 平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)について	
概要	今回の補正は平成29年度の歳入歳出決算の認定に伴うもので、歳入について3款1項1目繰越金を14万円増額し、それに伴う2款1項1目一般会計繰入金14万円減額するもの。結果、歳入総額に変わりはなく、1,072万3,000円のみである。	
論点又は質疑によって明らかになった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一般会計繰入金が減ったということは取扱高が増えたということか」との質問に「施設の維持管理に係るもので、委託料の入札減等により不要額が生じたため」との答弁。 ・ 「市場についての調査は怎么样了なっているか」との質問に「中央青果と青果販売の経営状況等の監査を市外の税理士にお願いした」との答弁。 	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

■委員長報告概要■

		平成30年12月定例会
		産業建設常任委員会
議案件名	議案第97号 平成30年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算(第1回)について	

<p style="text-align: center;">概 要</p>	<p>今回の補正は修繕料の増に伴う歳出の増、そして繰入金の増、繰越金の増、資本費平準化債の増に伴う歳入の増を計上したもので、歳入歳出予算総額にそれぞれ 657 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 31 億 9,758 万 9,000 円とするもの。</p> <p>歳出の主なものは 1 款 1 項下水道事業費 2 目施設管理費 11 節需用費 500 万円の増額で、路面やマンホール蓋等の補修に係る経費によるものや人事異動など人件費の変更によるもの。</p> <p>歳入の主なものは 4 款 1 項一般会計繰入金 1 目 1 節下水道事業費繰入金 372 万 8,000 円の増額は修繕料や人件費の増、5 款繰越金は決算認定を受けての調整、7 款 1 項市債 1 目資本費平準化債 220 万円の増額は平成 30 年度の発行予定額の決定によるものである。</p> <p>また、県との公共下水道の事業計画変更協議が 10 月 16 日に完了したことについて、その内容は平成 34 年度までに公共下水道で概ね整備すべき区域に小野田西の農業集落排水区域と南松浜地区を加えるとのことである。</p>
<p style="text-align: center;">論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「認可区域から外れて合併浄化槽で整備する際の予算は補償されているか」との質問に「通常の合併浄化槽の国費が入る補助の枠だけである」との答弁。 ・ 「小野田西を公共下水道に繋ぐのはいつ頃からか」との質問に「本年度詳細設計にかかっているので 31 年、32 年で工事をしてからになる」との答弁。 ・ 「マンホールの修繕内容は」との質問に「マンホールの破損が 1 ケ所、蓋のがたつきが 4 ケ所、蓋の腐食、陥没が各 1 ケ所、汚水柵の改修が 1 ケ所である」との答弁。 ・ 「水質管理の内容は」との質問に「下水処理場で処理した下水の水質分析が主で、下水処理を行う過程において発生する汚泥に含まれる有害物質の分析である」との答弁。
<p style="text-align: center;">討 論</p>	なし
<p style="text-align: center;">結 果</p>	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

平成 30 年 12 月定例会	
産業建設常任委員会	
<p style="text-align: center;">議 案 件 名</p>	議案第 98 号 平成 30 年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回) について
<p style="text-align: center;">概 要</p>	今回の補正は、平成 29 年度決算認定に伴う調整で、歳入において、2 款繰入金 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 6 万 2,000 円を減額し、3 款繰越金 1 項 1 目 1 節繰越金を 6 万 2,000 円増額するもの。結果、歳入総額は差し引きにより、8,802 万円のまま変わらない。
<p style="text-align: center;">論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	なし
<p style="text-align: center;">討 論</p>	なし
<p style="text-align: center;">結 果</p>	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

		平成30年12月定例会 産業建設常任委員会
議案件名	議案第99号 平成30年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2回)について	
概 要	<p>今回の補正の主な内容は、新重勝式「当たるんです」の発売収入見込みの増、ミッドナイトオートレースの試験開催、人件費の調整及び小型自動車競走場スタンド棟等整備事業に伴う補正である。内容は、歳入歳出それぞれ17億9,040万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ119億600万8,000円とするものである。債務負担行為については小型自動車競走場スタンド棟等整備事業として平成31年度期間、限度額5,021万円を計上している。これは基本構想に基づいて、コンパクト化したスタンド棟を新築建築した場合の基本設計、実施設計委託料を新たに設定したもので、今年度中に入札及び契約の締結を完了する予定で、全体事業費の前払い金相当額を今回の補正予算に計上し、残りの需要額を債務負担行為として設定した。</p> <p>歳入の主なものは、1款1項2目1節勝車投票券発売収入を17億6,036万円増額、この内訳は新重勝式の発売収入見込みを13億9,136万円、ミッドナイトオートレース試験開催の発売収入を7日間で3億6,900万円。2項1目雑入はオートレース活性化推進事業助成金864万円で、飯塚市からミッドナイトのための照明設備を借用するための借上料に充てる予定。3款1項1目1節山陽小型自動車競走場施設改善基金繰入金2,140万円の増額は基本設計、実施設計委託料に充当するためである。</p> <p>歳出の主なものは、1款1項1目2節給料から4節共済費までは人事異動による人件費の調整で16万4,000円の増額。25節積立金、山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金を4,000万円増額、その基になる財源は新重勝式の収益によるもの。2項1目事業費は、主に新重勝式の発売収入の見込み増及びミッドナイトオートレース試験開催に伴う必要な歳出の増額補正である。2目8節報償費2,280万4,000円はミッドナイトオートレース試験開催7日分の選手賞金。3目22節補償、補填及び賠償金12億2,624万4,000円は勝車投票券払戻金。6目13節委託料2,140万円はコンパクト化したスタンド棟を新築した場合の基本設計、実施設計委託料を計上したものである。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「売上げが1.5倍くらい伸びているが、収支改善はどのように考えているか」との質問に「施設改善基金の積立て、リース料の返済、累積赤字の減額に努め、収支改善はできると考えている」との答弁。 ・ 「当たるんですの成立状況は」との質問に「平成30年度予算で1億5,000万円としていたが、3月くらいから成立状況が良くなり、4月以降500円が458回、3,500円が2回である」との答弁。 ・ 「照明設備を新たに整備すればどの位の費用が掛かるか」との質問に「本格的導入となれば、LED照明で、2億から3億円辺りではないか」との答弁。 ・ 「競走会の組織の状況は」との質問に「現在は飯塚と山陽が合併して、西日本小型自動車競走会となっており、山陽は山陽事務所として運用している」との答弁。 ・ 「売上げがかなり好転したが、これを踏まえての返済計画を出す考えは」 	

	<p>との質問に「来年3月の定例会には、ある程度それを踏まえた計画を出したい」との答弁。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ミッドナイトについて地元住民への対応は」との質問に「説明会を実施した。地元の皆様の意向を尊重し、音量測定や実際にレースを中や周辺で見ってもらうなど準備を進めている」との答弁。 ・ 「現スタンドの耐震状況は」との質問に「今回耐震診断を行った結果、耐震改修の対象となった東スタンドは解体、新築する。同じく対象である西側スタンドも2階部分を撤去し、1階部分を残す減築改修をする」との答弁。 ・ 「工事費約15億円かけて、スタンド整備をすることが市民の理解を得られるか、財源の根拠はどうか」との質問に「開催収支の収益、重勝式による収益、ミッドナイトの試験開催、国庫補助金の活用により基金確保に努める。工事費については国庫補助金が3億円程度、基金が4億円と考え、残りの額についても業界の各関係機関と連携しており、財源確保できるよう調整を行っている。これにより、施設改修を行っていききたい」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成30年12月定例会 産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第104号 山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	<p>道路占用料については、国道、県道、市道それぞれ法や条例により単価を定めている。国土交通省においては平成20年、23年、26年、29年と3年毎に道路法施行令を一部改正しており、山口県においても平成26年度、29年度に国の改正に準じた占用料の見直しを行っている。本市も従前から県の条例に準じて山陽小野田市道路占用料徴収条例を制定してきたことから、今回占用料を改正するものである。</p> <p>改正点で道路占用料単価は改正前との比較で約1/3となる。また、占用面積等の端数処理の処理方法を精緻化し、1平方メートルまたは1メートル未満の端数は切り上げていたものを、改正後は0.01平方メートルまたは0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算することとなる。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「改正前と改正後の影響額は」との質問に「法定外などいろいろ影響は出るが、総計すると約1,500万円の減額となる」との答弁。 ・ 「占有料の充当先はどうなっているか」との質問に「道路占用料は土木費の道路橋梁維持費に、法定外は土木管理費の用地管理業務に充当している」との答弁。 ・ 「国からおりてきたことだが、単価の理由は」との質問に「単価については国が見直したときに固定資産税の評価額を勘案して金額を算定していると聞いている」との答弁。 ・ 「一気に下がっているのは、平成17年以降改正していなかったからか」との質問に「その通りである」との答弁。 ・ 「県内他市の状況は」との質問に「平成29年度までで、13市中6市が行

	<p>っており、本市は7番目である」との答弁。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「県の指導があつての改正か」との質問に「占有者である中電やNTTからの申し入れが多かつたようである」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

	平成30年12月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第105号 山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	道路の占有については、算定根拠の山陽小野田市道路占有料徴収条例の一部改正に伴い、同様の改正を行うものである
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「法定外公共物の影響額は」との質問に「議案104号で説明のとおり、全て含めて1,500万円の減額である」との答弁。 ・ 「議案104号と105号の2件だけに関係しているのか」との質問に「行政財産の使用料についても道路占有料条例を準用するところがあり、それら全てである」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

	平成30年12月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第106号 山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	都市公園を占有する場合の使用料については、算定根拠としている山陽小野田市道路占有料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。今回の改正により、使用料収入は現行の約60万円から3分の1の約20万円になる見込である。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「40万円の減額は、先の1,500万円の減額に含まれているのか」との質問に「含まれている」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

	平成30年12月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第107号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	認定手数料の改正は建築基準法の改正に伴い、建築基準法第43条第2項第1号が追加されたことにより、認定事務量が増加することからの改正、また、宅地建物取引業法の改正に伴い、土地・建物の取引における重要事項説明時

	に建築確認台帳記載事項証明書等の添付が義務付けされたことにより、事務量が增加することから同証明手数料の金額を設定するものである。なお、これらの金額は山口県と同額としている。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	・ 「今後見込まれる歳入額ほどのくらいか」との質問に「従前の許可の段階で、現行制定された基準に適合しているものはない。想定はできないが、出てきても年に1件か2件程度と思う」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

平成30年12月定例会
産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第108号 山陽小野田市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
概 要	<p>現在特別会計で事業を行っている公共下水道事業及び農業集落排水事業について、平成31年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計により事業経営を行うため、事業の設置及びその経営の基本に関する事項等を定めるものである。</p> <p>平成27年1月に国の要請により、平成32年度までに人口3万人以上の団体の下水道事業は公営企業会計に移行することが求められた。これを契機に本市においても、1年前倒しの平成31年度からの法適用に向けて取り組んできた。設置条例については、地方公営企業法により条例で定めることになっている事項は、9条からなる本条例で定めている。</p> <p>主な内容は、現在特別会計で運営している公共下水道事業と農業集落排水事業を廃止し、下水道事業会計一本で運営することになる。法適用の時期は平成31年4月1日としている。法適用範囲は地方公営企業法の財務規定のみを適用する「一部適用」を採用する。また、管理者の権限は市長が行う。会計方式については官庁会計方式から企業会計方式に変わる。経理の方法は現金主義、単式簿記から発生主義、複式簿記に変わる。予算区分についても収益的収支・資本的収支に区分される。決算書についても損益計算書や貸借対照表といった財務諸表を中心としたものになる。出納閉鎖日についても3月31日をもって決算することになる。職員の身分について、下水道課職員は一般行政職員のままとする。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公共下水と農業集落排水が統合されることによる事務量と人員はどうなるか」との質問に「現在も公共下水の職員が農業集落排水の維持管理を行っているので、今後も体制的には変わらないが、会計的な事務量は増えると思う」との答弁。 ・ 「平成28年度から準備にかかっているが、その間、職員増はあったか」との質問に「29年度より病院事業から会計関係の事務職員が1名増となっている」との答弁。 ・ 「一般会計から毎年10億以上入っている状況はどうなるか」との質問に「国が定めた繰出基準に基づいて算出された繰入金を頂いている。これはほぼ公債費で約17億円毎年償還している。今後も同様の状況である」との答弁。 ・ 「下水の老朽化対策はどのような考えか」との質問に「長寿命化計画の策

	定に変わって、ストックマネジメント計画を作っており、全施設、処理場、管渠全てを調査することから対応を考える」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

	平成30年12月定例会 産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第113号 山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定について
概 要	<p>平成31年3月31日で小野田商工会議所による3期目の指定管理期間が終了することから4期目の指定管理者について、市広報10月1日号及びホームページにおいて、平成30年10月1日から10月31日までの期間で募集したところ小野田商工会議所1団体からの応募があり、11月14日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき6名の審査委員により審査を行った。4つの審査項目で、結果は50点満点で審査平均点39.8点となり、基準点の25点を上回ったことから小野田商工会議所を指定管理者候補に選定することとした。指定期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3か年で、指定管理料については3か年で限度額は1,595万円である。前回の額から税抜きで1年間94万8,000円の増額とした。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「指定管理は3階と4階だが、他の階などはどうなっているか」との質問に「1階、2階は商工会議所に貸しており、会議場所については会議所のほうで管理をいただいている。3階、4階が市の貸館で、そこについて申請書を出していただいて、その使用料を市に納めていただいている」との答弁。 ・ 「市と商工会議所とで使用料に差はないか」との質問に「2階も3階も条例に基づき同じ内容で使用料を納めていただいている」との答弁。 ・ 「指定管理者選定委員会の選定基準はどういったものがあるか」との質問に「市の方で指定管理者制度事務マニュアルを設けており、メンバー構成についても市の職員4名と公募委員3名か2名となっている。公募委員がない場合は学識経験者を選定するようにしており、合計で7名以内となっている」との答弁。 ・ 「駐車場の使用料は料金が決まっているか」との質問に「駐車料金は市に入っていない。商工会議所の管理となっている」との答弁。 ・ 「使用状況は」との質問に「近年は落ち込んでいるので、女性団体や地元の自治会などにPRしている」との答弁。 ・ 「今回484万8,000円上がっているが、その根拠は」との質問に「現在の指定管理料では厳しいとの報告も受けていて、適正な管理ができる体制を積算して増額した」との答弁。 ・ 「公共施設の再編計画等もあろうが、商工センターの建物自体老朽化が進み、利用者減となっている状況でどう考えているか」との質問に「そのまま継続していくか、複合的なものも考えるべきか検討段階にある」との答弁。 ・ 「電気、空調、エレベータの保守や維持管理などは面積に応じて按分か」との質問に「按分ではなく、一体として維持管理をお願いしている」との答弁。

討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

		平成30年12月定例会 産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第114号 山陽小野田市労働会館の指定管理者の指定について	
概 要	<p>平成31年3月31日で4期目の指定管理期間が終了することから5期目の指定管理者について、市広報10月1日号及びホームページにおいて、平成30年10月1日から10月31日までの期間で募集したところ、日本労働組合総連合会山口県連合会西部地域協議会1団体から応募があり、11月14日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき6名の審査委員により審査を行った。4つの審査項目で、結果は50点満点で審査平均点38.0点となり、基準点の25点を上回ったことから日本労働組合総連合会山口県連合会西部地域協議会を指定管理者候補に選定することとした。指定期間は平成31年4月1日から34年3月31日までの3か年で、指定管理料については3か年で限度額は2,028万円である。前回の額から税抜きで1年間8万4,000円増額した。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「指定管理者を選定した効果は」との質問に「業務は主に施設の管理と貸館であり、利用促進のための相談業務もやっていた。快適な使用ができること、リピーターを増やすこととされている」との答弁。 ・ 「指定管理料での消費税の変更は加味しているか」との質問に「31年度は9月までは8%、10月以降は10%で積算している。また増額した理由は人件費、最低賃金が上がっていることなどによる」との答弁。 ・ 「指定管理者と定期的な会合をもっているか」との質問に「定期的な会合はないが、最低でも2週間に1度は使用料の集金に伺っており、意見箱等も設置させていただいていることから意見、要望は逐次確認している」との答弁。 ・ 「市民館が使えなくなって会議室の需要が増えたのではないか」との質問に「受付の方と話す中で、若干ではあるが、新しく使われる方が増えている状況がある」との答弁。 	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

■委員長報告概要■

		平成30年12月定例会 産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第115号 竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について	
概 要	<p>平成19年10月1日から指定管理者制度を導入し、平成31年3月31日で3期目の期間が終了することから、4期目の指定管理者について、広報10月1日号及びホームページにおいて平成30年10月1日から10月31日までの期間で募集したところ、株式会社晃栄1者から応募があり、平成30年11月12日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行った結果、50点満点で審査平均点31.3点となり、基準点を上回ったことから株式会社晃栄を指定管理者候補者に選定することとした。指定期間は平成31年4月1日か</p>	

	ら平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、指定管理料については 5 年間で限度額は 2,352 万 5,000 円で、前回の上限額に 128 万 5,000 円を増額した。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「指定管理者を指定した効果は」との質問に「利用者に対する案内などサービス等が向上すること、リピーターを増やし、新規利用者増が図れることなどである」との答弁。 ・ 「利用者が減った原因等について協議されているか」との質問に「施設の老朽化により修繕等が必要で、十分な利用ができないこと、また市外の利用者への PR 不足などが原因と考えており、今後、指定管理料も上げているので、決まれば様々協議したい」との答弁。 ・ 「竜王山公園とオートキャンプ場の魅力は」との質問に「海岸の景観、夕日 100 選を含めたロケーションの良いところである。これらの PR を今後充実させていく」との答弁。 ・ 「トレーラーハウス、個別サイト、広場サイトの利用者は減っているが、有料入場者数は結構増えている。これをどのように分析しているか」との質問に「竜の遊具などの施設があり、天気の良い日など子供連れて遊ばれている方が増えていると思っている」との答弁。 ・ 「駐車場が狭く、ラインもなく危険である。利用者の声では、水はけが悪い、緑地が崩れかかっているなど聞いている。根本的な改善をすれば、まだまだ増えると思うがどうか」との質問に「貴重な意見であり、遊具の修繕など予算計上して改善する」との答弁。 ・ 「修繕費について、負担の境目は」との質問に「基本的には 10 万円以内の修繕は指定管理の区分。それを超えるものは市と協議で総額 100 万円程度までは指定管理者の方で修理を行っていただく」との答弁。 ・ 「増額した根拠は」との質問に「主には人件費の増額とイベント等の実施の経費である」との答弁。 ・ 「5 年間の途中で契約の変更はないか」との質問に「特に大きな要因、大幅な人件費の上昇がなければ、基本的には 5 年間同額である」との答弁。 ・ 「冬のシーズンオフにイルミネーションなどの企画、予定はないか」との質問に「企画書の段階ではなかったが、ヒアリングの時に考えていきたい旨の話があった」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	平成 30 年 12 月定例会 産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 121 号 平成 30 年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	<p>今回の補正は、人事勧告に伴う人件費の調整によるものであり、下水道事業費の増に伴う歳出の増。繰入金増に伴う歳入の増を計上したものである。歳入歳出の予算総額にそれぞれ 52 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算総額を 31 億 9,811 万円とするものである。</p> <p>歳出については 1 款 1 項 1 目下水道事業一般管理費を 16 万 3,000 円、2 目施設管理費を 13 万 2,000 円、3 目水質管理費を 3 万 1,000 円、4 目下水道建設費を 19 万 5,000 円、それぞれ増額で、人事院勧告に係る経費を計上したものである。</p>

	については、4款1項1目1節下水道事業費繰入金を52万1,000円の増額で、これは人件費の増額である。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	・ 「下水道は何人分で、どの位の率か」との質問に「一般職員が15名と任期付き職員が1名で、率は給与として0.16パーセント引き上げるものと勤勉手当を0.5か月引き上げる改定である」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

	平成30年12月定例会 産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第122号 平成30年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3回) について
概 要	この度の補正は平成30年度の人事院勧告に伴い、本市についても国に準じた職員給与の改定を実施する。今回は小型自動車競走事業特別会計の歳出の組換えにより対応することから、これに伴う予算総額の変更はなく、119億600万8,000円のままである。補正の内容は歳出において競走事業費12万9,000円を増額し、調整として予備費12万9,000円を減額している。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「何人分でどの位上がったか」との質問に「4人分で、アップ率は平均で0.16パーセントであり、若者は多めの額となっている」との答弁。 ・ 「ボーナスの部分で民間との格差があることから上がったと思うが、その分の上昇も加味されているのか」との質問に「今回の補正は基本給と期末手当と勤勉手当が変わった」との答弁。 ・ 「共済費もこれに伴うものか」との質問に「そのとおりである」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 12 月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第91号 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算(第6回)について	
概 要	今回の補正は、人件費の調整、歳計剰余金処分、実施条件が整った事業等の取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出とも 4,559 万円を増額し、予算総額を 306 億 7,430 万 1,000 円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>【歳入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税 1 億 2,000 万円の増額 市内主要法人の一部の企業で業績が好調であったことから増額 ○ 繰入金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政調整基金繰入金 2 億 1,903 万 2,000 円の減額 ○ 繰越金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度繰越金 3 億 8,869 万 1,000 円の増額 <p>【歳出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人件費全般：人事異動に伴う調整と決算を見込んでの給与等の調整を反映したもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計全体 1,143 万 5,000 円の減額 ・ 給料 5,719 万 1,000 円の減額 減額理由：育児休業等に係る給料の減額等 ・ 職員手当等 7,369 万 9,000 円の増額 増額理由：早期退職者分の退職手当の増と時間外勤務手当の増 ・ 共済費 1,795 万 7,000 円の減額 減額理由：育児休業等による事業主負担額の減額等 ・ 賃金 993 万 3,000 円の減額 減額理由：臨時職員の勤務実績から ・ 職員福祉費 5 万 3,000 円の減額 減額理由：人事異動に伴う調整 ○ 総務費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産管理費 財政調整基金積立金 2 億 6,923 万 3,000 円の増額 平成 29 年度一般会計決算における歳計剰余金の処分として 2 億 	

1,000万円の積立て及び校舎建設に係る工事請負費等の減額計上に関連して減額となる一般財源5,923万3,000円の積立てで、財政調整基金の予算上の残高は、36億705万7,000円となる。

退職手当基金積立金 7,000万円の増額

補正後の残高 7億3,757万7,000円

ふるさと支援基金積立金 7,104万2,000円の増額

総務費寄附金7,239万2,000円のうち、7,104万2,000円を積み立てるもの

・地域振興費 108万2,000円の増額

スマイルプランナー登録証の製作費45万4,000円、スマイルシティのPR用ピンバッジの製作費41万2,000円、登録の手引きの印刷製本費21万6,000円

・スポーツ施設費 40万円の増額

35万円の寄附があり、ミスト発生器の購入を予定

・賦課徴収費 委託料1,054万円の減額

固定資産総合鑑定評価業務委託料を入札減により602万6,000円減額、地方税共通納税システム導入に伴うシステム開発委託料を構築スケジュールの変更により451万4,000円減額

・県議会議員選挙費 367万6,000円の増額

選挙事務執行のスケジュールが前倒しとなったため

・漁業調整委員選挙費 119万3,000円の減額

補欠選挙で無投票当選となり、執行経費に不用額が生じたため

・大学費 委託料866万円、工事請負費2億2,427万3,000円の減額

工事の進捗状況から今後計画をしている工事の実施時期等を勘案し、見直し等を行ったことによるもの

(主な質疑)

- ・「スマイルシティのPR用ピンバッジの作成個数は」との問いに「提出された資料では1,000個」との答弁

○ 民生費

・障害者福祉費 備品購入費等50万9,000円の増額

来年度から夜間や休日を含めた24時間体制による相談支援を相談支援事業所のぞみで実施するために必要な経費

・児童措置費 地域子育て支援センター事業費745万3,000円の減額

事業を委託していた焼野保育園が昨年度末で事業をやめたため、1園分の委託料を減額

・扶助費（生活保護費） 70万円の増額

平成31年4月に大学進学のための準備給付金

○ 衛生費

- ・環境衛生費 117万9,000円の増額
小野田・山陽斎場で使用する灯油の価格の上昇によるもの
- ・塵芥処理費 委託料1,320万6,000円の減額
環境衛生センターの運転管理の入札で、これまでと同じ業者が落札をしたため、新規の業者となった場合を想定していた引き継ぎ期間分の委託料が不用となったことによるもの
- ・塵芥処理費 機械器具費780万4,000円の減額
小野田処分場の油圧ショベル購入に伴う入札減

○ 農林水産業費

- ・農業総務費 繰出金14万円の減額
地方卸売市場事業特別会計の歳入歳出決算に係るもの
- ・農業振興費 負担金、補助及び交付金300万円の増額
山陽地区の6農業法人で設立された「山陽アグリネットワーク協同組合」がドローンを3基購入し、その3分の1を補助するもの。
財源は全額県支出金。
- ・農地総務費 繰出金6万2,000円の減額
農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算に係るもの

(主な質疑)

- ・「ドローンの使用目的は」との問いに「農薬や肥料の散布に使用する。今後は貸し出しも行い、収益を上げる目的もある」との答弁

○ 土木費

- ・道路橋りょう総務費 県事業負担金379万円の増額
県道奥万倉山陽線及び埴生停車場線の整備に係る用地買収費の一部を市が負担するもの。
- ・河川管理費 工事請負費4,350万円の減額
東下津地区内水対策施設整備事業の工期を平成30、31年度の2か年度とし、30年度の支出を2,900万円、残りの4,350万円を減額
- ・都市計画総務費 繰出金372万8,000円の増額
マンホールの蓋等の修繕及び人件費の調整等
- ・緑地公園費 工事請負費281万4,000円の増額
竜王山公園給水ポンプ改修工事によるもの
9月に2基が同時に故障し、1基は予備費で緊急修繕し復旧したが、残りの1基の修繕を行うもの
- ・住宅管理費 修繕料229万3,000円の増額
古開作団地専用の水道管が漏水したため

	<p>○ 教育費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料 230万9,000円の増額 倉庫や空き教室などにある廃棄物を処理するもので、小学校の処分委託料が157万円、中学校の処分委託料73万9,000円 ・ 消耗品費 10万円の増額 華道家元池坊小野田支部からの寄附10万円を児童生徒が花に親しむための花器などの購入費用に充てるもので、小学校に6万円、中学校4万円 ・ 図書購入費 2万円の増額 寄附金2万円で小学校の図書を整備 ・ 修繕料 456万円の増額 きらら交流館の浴室用ボイラー1号機のオーバーホールの費用 <p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校の廃棄物処理の委託料は今年だけか、今後もあるのか」との問いに「これまでためていたもので、今回補正で計上した。今後は予算に組み込んでいくというような答弁があった」との答弁
<p>討 論</p>	<p>なし</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 12 月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第117号 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算(第7回)について	
概 要	今回の補正は、人件費の調整等による補正で、歳入歳出とも 1,816 万 9,000 円を増額し、予算総額を 306 億 9,247 万円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>【歳入】</p> <p>○ 繰入金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政調整基金繰入金 1,816 万 9,000 円を増額 <li style="padding-left: 2em;">補正後の財政調整基金の残高 35 億 8,888 万 8,000 円 <p>【歳出】</p> <p>○ 人件費全般：条例改正に伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計全体 1,647 万 1,000 円を増額 ・ 給料 420 万 9,000 円を増額 ・ 職員手当等 995 万 7,000 円を増額 ・ 共済費 183 万 1,000 円を増額 ・ 議員期末手当 47 万 4,000 円を増額 <p>【繰越明許費】</p> <p>○ 総務費 市民館改修事業 繰越限度額 2 億 557 万 1,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算額から前払金を引いた額が限度額 ・ 工期延長の理由は高力ボルトが入手困難なため ・ 現状では工期延長が 9 月末までと見込まれるので、市民館の休館も 9 月末まで延長 ・ 市民館の休館延長について市民説明会を 2 回実施する予定 <p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高力ボルト入手の見込みは」との問いに「5 月か 6 月ぐらいには入手でき、それから 3 か月程度で工事が完了するので、9 月末の工事完了が最大限の期限であるという説明を受けている」との答弁 ・ 「今回、工期を延長するが、32 年度末に完成するのか」との問いに「当初の計画から変わったのは 4 月から 9 月までの閉館が新たに加わることで、それ以外の変更については示されていない」との答弁 ・ 「市民への説明会をもっと早く、きちんとすべきではないか」との問いに「議会への報告や議会の了承を考え、こういうことになっている 	

	という説明があった。今後、市民に対してきちんと説明していきたい というような答弁も受けている」との答弁
討 論	なし
結 果	賛成多数で可決

■委員長報告概要■

		平成 30 年 12 月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	承認第14号 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算(第4回)に関する専決処分について	
概 要	<p>今回の補正は、7月6日の大雨に伴い、山陽処分場ののり面が崩落したことにより、遮水シート等に大規模な破損が生じ、処分場としての機能を損なう状況となったため、原形復旧するもので、歳入歳出とも 5,822 万 6,000 円を増額し、予算総額を 298 億 5,633 万 7,000 円とするもの</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>【歳入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国庫支出金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金 3,560 万 9,000 円を増額 補助率は通常 2 分の 1 だが、7 月豪雨災害で被害を受けた施設については補助率 10 分の 8 に引き上げ ○ 繰入金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政調整基金繰入金 11 万 7,000 円を増額 ○ 市債 <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生施設災害復旧事業債 2,250 万円の増額 国の補助対象とならない 2 割部分、約 890 万円に市の裁量として 30%分 1,360 万円を上乗せ <p>【歳出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負費 5,796 万 6,000 円を増額 ・ 11 月 19 日の専決となった理由 災害測量設計を業者に依頼したが、概算設計の提出が 9 月末頃になるため、9 月議会での議案提出は断念。12 月議会に議案を出したいと国や県に話したが、30 年度の事業であり、年明けの業者決定では工事期間がないので、一刻も早く着手することになったため 	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で承認	

■ 委員長報告概要 ■

		平成 30 年 12 月 定例会
		山口東京理科大学調査特別委員会
議 案 件 名	議案第 109 号 山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	地方独立行政法人法の一部改正は、平成 29 年 6 月 9 日に公布され、一部を除き、平成 30 年 4 月 1 日から施行されているので、本来であれば、法の施行前に条例の改正を行う必要があるが、改正事項を見落としていたことがこのたび判明したため、山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の第 1 条において生じた「項ずれ」を修正するもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 「この項ずれというのはどういった形で明らかになったのか」との問いに「山口東京理科大学の経営状況についての報告を昨年すべきであったことが判明した際に、そういった漏れがないかと確認したところ、見落としていた項ずれが分かった」との答弁	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	